

公 告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段の規定により任意入院者を退院させないことができること並びに同法第33条第3項後段の規定により医療及び保護のため入院の必要がある者を入院させることができる精神科病院を次表のとおり認定した。

令和8年4月14日

佐賀県知事 山口 祥 義



病院名	所在地	指定期間
大島病院	三養基郡みやき町大字白壁 4287	令和8年4月14日から 令和11年3月31日まで

「お問合せ先」

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課 精神保健福祉担当

電 話：0952-25-7064

ファクス：0952-25-7302

Eメールアドレス：shougai Fukushima@pref.saga.lg.jp